

10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場

1. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 調査結果の概要

① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

a. 文献その他の資料調査

「第3章 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」に記載のとおりである。

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

a. 文献その他の資料調査

(a) 調査地域

工事関係車両の主要な走行ルートの周囲並びに対象事業実施区域及びその周囲とした。

(b) 調査期間

入手可能な最新の資料を用いて実施した。

(c) 調査方法

抽出した主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、当該情報の整理及び解析を行った。また、聞き取りにより文献その他の資料調査を補足した。

(d) 調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 10.1.8-1 のとおりである。

b. 現地調査

(a) 調査地点

「② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 a. 文献その他の資料調査」の調査結果を踏まえ、図 10.1.8-1 に示す7地点とした。

(b) 調査期間

令和元年10月26～27日並びに令和5年4月28日、30日及び5月1～4日に実施した。また、景観の現地調査時等にも随時状況を確認した。

(c) 調査方法

抽出した主要な人と自然との触れ合いの活動の場について現地踏査を行い、利用の状況や利用環境の状況、アクセス状況を把握した。

(d) 調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 10.1.8-1 のとおりである。

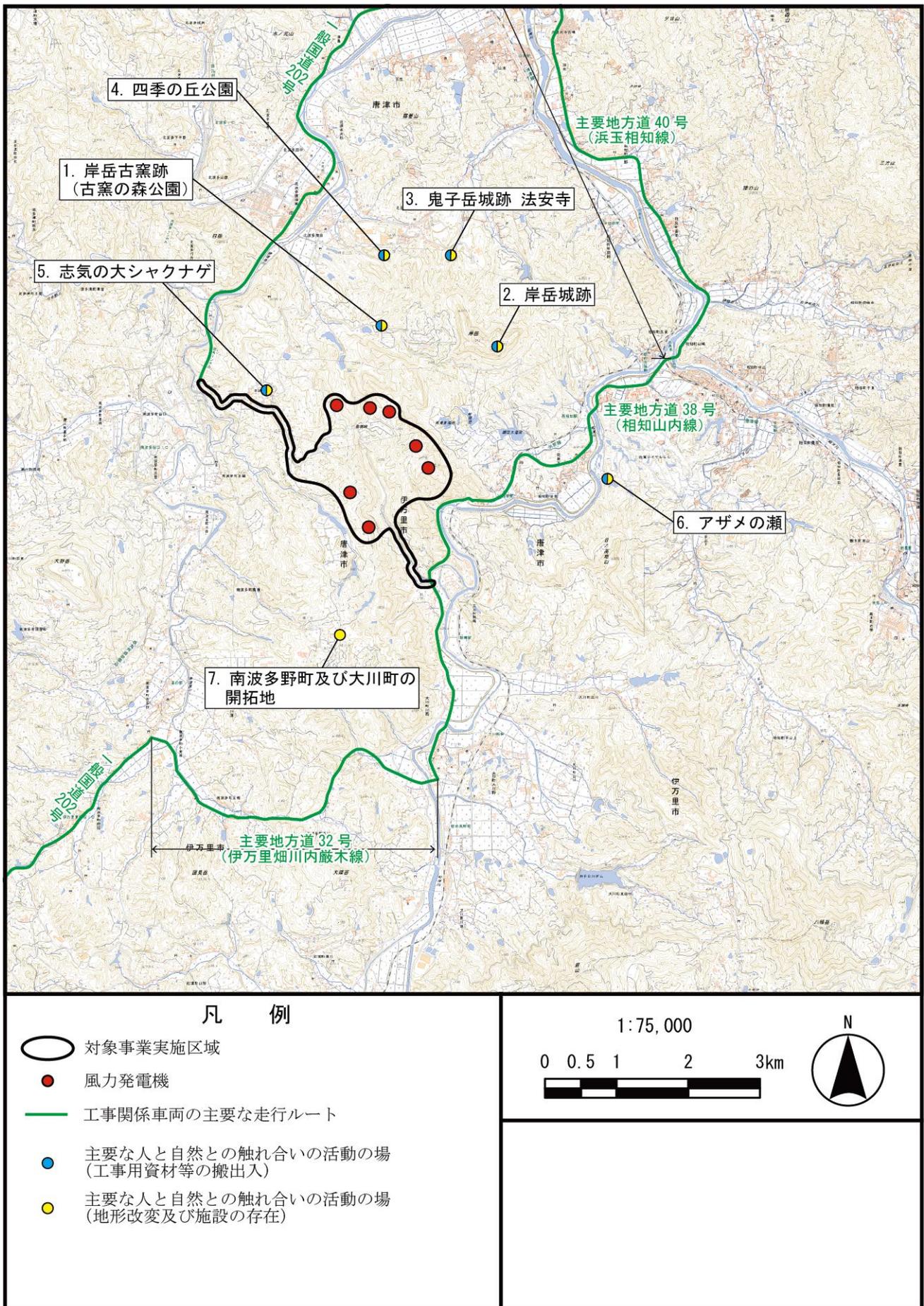


図 10.1.8-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

表 10.1.8-1(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1	調査項目	調査結果	
岸岳古窯跡 (古窯の森公園)	地点位置及び アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の北側、最も近い風力発電機から水平距離で約 1.1km の離隔に位置している。 ・工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の一般国道 202 号から脇道に入ったところに位置している。 	
	利用環境 の状況	<p>文献その他の資料調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岸岳古窯跡」は唐津焼発祥の地で、現存する日本最古の割竹式登窯である。日本に初めて中国・朝鮮系の陶枝法が伝えられた遺跡として国史跡に指定されており、公園としても整備されている。 ・令和 6 年度には「飯洞壺下窯跡」の覆屋が完成し、昭和 31 年の発掘以来、69 年ぶりに全体が見られるようになった。 	
	現地調査 結果	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 202 号から 3km 程のところの位置しており、駐車場は 2 か所整備されていた。第 1 駐車場 (12 台収容可能) にはトイレが、第 2 駐車場 (10 台収容可能) には水場、案内板、岸岳城へ向かう遊歩道が整備された状況で、その他、溜池の横に数台駐車可能なことを確認した。 ・古窯跡は第 2 駐車場の東側に位置しており、横には記念碑や説明板が設置されていたが、現地調査時は令和元年、令和 5 年ともに整備工事のためブルーシートが掛けられ、無断発掘防止用の防犯センサーも設置されていた。 ・農免農道沿いには稗田川が流れ、園路や東屋、親水護岸が整備されていた。令和元年調査時に拡張中だった遊歩道は、令和 5 年調査時には工事が完了しており、みかん畑については、みかんは作られていないものの、花木やドングリ類の植樹活動に利用されていた。 ・敷地内は遊歩道を含め大半が樹木に囲まれている状況であった。なお、令和元年、令和 5 年ともに、現地調査時は第 2 駐車場から岸岳城跡へ向かう農道に木々が生い茂り、通行が難しい状況であった。 <p>現地案内板より</p>  <p>The map shows the site layout with labels: 至徳須恵 (top left), 稗田川 (river), 農免農道 (farm road), 鮎帰りの溜池 (pond), 遊歩道 (鮎帰りのコース) (walking path), 遊歩道 (古窯跡コース) (walking path), 第 1 駐車場 トイレ ① (parking lot 1), 第 2 駐車場 ② (parking lot 2), 古窯跡 (kiln ruins), 岸岳展望 (viewpoint), 至岸岳 (bottom right), and みかん畑 (citrus grove). A callout box indicates that the ruins were built using a slope.</p>	
利用 の状況	<p>利用者特性 利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計情報等から情報は得られなかったが、関係機関への聞き取りによると、年間利用者数は例年約 3,000 名、利用が多く見られるのは初夏で、多い日は 1 日当たり 100 名程が来訪するとのことであった。 <p>催事状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唐津焼の里ウォーキング：例年 11 月 23 日の祝日に開催されるウォーキングイベントで、参加者 50 名程が唐津焼発祥の地である北波多の「故郷の宝」を巡っている。令和 2 年に「岸岳城登山コース」が追加され、令和 6 年は本地点に立ち寄るコースはなかったが、引き続きウォーキングマップには掲示されている。 <p>現地調査 結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年の現地調査時は、利用者を確認できず、農免農道を通過する車も確認できなかったが、令和 5 年の現地調査時には、2 日間で計 7 組 (8 名) の利用者を確認した。大半が散策の利用であったが、水草を観察する様子も確認した。 		
現地の 状況	 <p>① 第 1 駐車場 ※奥にトイレ、案内板あり</p>	 <p>② 古窯跡 (飯洞壺下窯跡) ※現地調査時は整備工事中の状況</p>	 <p>③ 稗田川と園路 ※東屋、親水護岸あり</p>

表 10.1.8-1(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

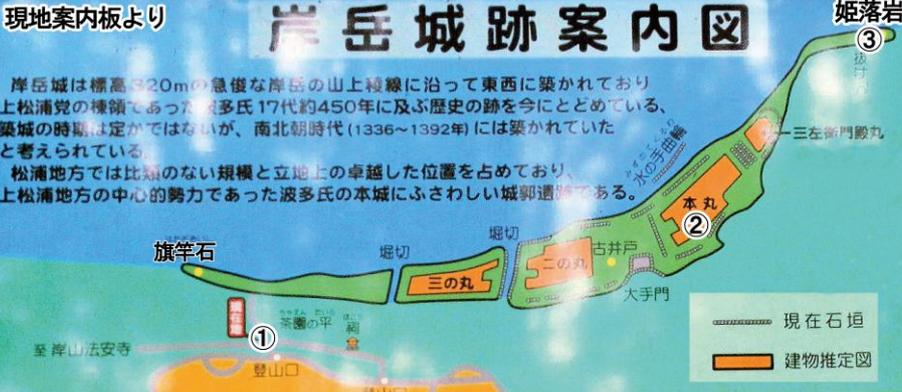
2	調査項目	調査結果	
岸岳城跡	地点位置及びアクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の北東側、最も近い風力発電機から水平距離で約1.6kmの離隔に位置している。 工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の主要地方道38号もしくは一般国道202号から脇道に入ったところに位置している。 	
	利用環境の状況	<p>文献その他の資料調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 唐津市北波多と相知町の境にそびえる岸岳山頂にある中・近世の山城跡である。城跡遺構としては石垣・曲輪・塹堀等の遺構が残っており、生い茂った木々の中に苔むした石垣や古井戸等を見ることができる。 平成8年11月15日に佐賀県史跡に指定されている。 	
	現地調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 主要地方道38号から2.5km程、一般国道202号から6km程のところに位置しており、駐車場は3か所(計35台程収容可能)整備されていた。 城跡内には散策路が整備され、案内板、道標、史跡説明板等が要所に配置されていたが、トイレやベンチ等の休憩施設や設備は確認できなかった。 駐車場を含め、敷地内の大半は樹木に囲まれ視界が開けている場所は限られていたが、「旗竿石」からは北方向が開けており既設の風力発電機が視認される状況、「姫落岩」からは本事業地方向である東南方向が開けている状況であった。 <div data-bbox="507 808 1430 1218" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">現地案内板より 岸岳城跡案内図</p> <p>岸岳城は標高約20mの急峻な岸岳の山上稜線に沿って東西に築かれており、上松浦覚の棟領であった波多氏17代約450年に及ぶ歴史の跡を今にとどめている。築城の時期は定かではないが、南北朝時代(1336~1392年)には築かれていたと考えられている。</p> <p>松浦地方では比類のない規模と立地上の卓越した位置を占めており、上松浦地方の中心的勢力であった波多氏の本城にふさわしい城郭遺跡である。</p>  <p style="text-align: right;">③ 姫落岩</p> <p style="text-align: center;">② 本丸</p> <p style="text-align: center;">① 旗竿石</p> <p style="text-align: center;">至 岸山法安寺</p> <p style="text-align: center;">登山口</p> <p style="text-align: right;">—— 現在石垣</p> <p style="text-align: right;">■ 建物推定図</p> </div>	
利用の状況	利用者特性 利用者数等	<ul style="list-style-type: none"> 統計情報等から情報は得られなかったが、関係機関への聞き取りによると、令和6年は約400名の利用があり、利用が多く見られるのは秋とのことであった。 	
	催事状況	<ul style="list-style-type: none"> 唐津焼の里ウォーキング：令和2年からは本地点をウォーキングする「岸岳城登山コース」が追加されており、令和6年のイベント時は定員15名のコースとして活用された。※表10.1.8-1(1)岸岳古窯跡(古窯の森公園)参照。 	
	現地調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年の現地調査時は2組(計4名)の利用者を確認し、聞き取りを実施したところ、「ドライブ途中で立ち寄ったが城跡内までは行かない(佐賀ナンバーの車で来訪した家族連れ3名)」、「麓に住んでいる。イノシシ畏の餌を補充しに来た(佐賀ナンバーの軽トラックで来訪した男性1名)」とのコメントを得た。 令和5年の現地調査時には、4日間で計7組(9名)の利用者を確認した。大半が散策の利用で、うち1組に聞き取りを実施したところ、「近隣で犬を連れて登山やハイキングを楽しんでいる。ここに来たのは初めて(佐賀ナンバーの車で来訪した男性1名)」とのコメントを得た。 	
現地の状況	 <p style="text-align: center;">①城跡内の散策路 ※樹木に囲まれた状況</p>	 <p style="text-align: center;">②本丸跡地 ※樹木に囲まれた状況</p>	 <p style="text-align: center;">③姫落岩 ※本事業方向が視認可能な場所</p>

表 10.1.8-1(3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

3	調査項目		調査結果
鬼子岳城跡 法安寺	地点位置及びアクセスルート		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の北側、最も近い風力発電機から水平距離で約 2.3km の離隔に位置している。 工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の一般国道 202 号から主要地方道 52 号を經由し、脇道に入ったところに位置している。
	利用環境の状況	文献その他の資料調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 波多氏一族とその家臣一同の霊を慰めるために建立された寺院で、岩壁には不動明王・弘法大師・蛇体不動等 110 体もの磨崖仏が刻まれている。全長約 10m の釈迦涅槃像は名実共に日本一の石仏で、新四国八十八ヶ所霊場でもある。 境内には 4 月中旬からは約 3,000 本のツツジが、4 月下旬からはフジが、6 月中旬にはアジサイが咲き、佐賀県版ウォーキングコースの一つである「法安寺ウォーキングコース (6.5km)」も設定されている。
		現地調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 一般国道 202 号から 3.5km 程のところに位置し、岸岳城登山口の休憩所として整備された「岸岳ふれあい館」に隣接している。駐車場は境内入口付近に 15 台程駐車可能なスペースがあるほか、「岸岳ふれあい館」の横には 30 台程収容可能な駐車場が整備されていた。 境内では本堂、慰霊碑、藤棚や鳥小屋等の他、新四国八十八ヶ所霊場や順路沿いに石仏や磨崖仏、花木等を確認した。なお、本堂は令和元年の現地調査時には修繕作業が行われていたが、令和 5 年の現地調査時は修繕が完了している状況であった。 新四国八十八ヶ所霊場の五十五番付近で北方向が開けている地点を確認したが、境内は大半が樹木に囲まれている状況であった。 ※可視領域計算上でも本地点は不可視エリアに位置している。 岸岳城登山口の案内板も設置されていたが、令和元年及び令和 5 年の現地調査時、岸岳へ向かうルートは通行止めの状況であった。
	利用の状況	利用者特性利用者数等	<ul style="list-style-type: none"> 統計情報等から情報は得られなかったが、関係機関への聞き取りによると、令和 6 年は約 5,900 名の利用があり、利用が多く見られるのは春、多い日は 1 日当たり 200 名程が来訪しているとのことであった。 令和 5 年の現地調査時に関係者へ聞き取りを実施したところ「令和 5 年の春季大祭には約 150 名が火渡りに参加し、ギャラリーや TV の取材もあったが、自然観賞の利用については、コロナ禍以降に減少した状況が続いている」とのことであった。
		催事状況	<ul style="list-style-type: none"> 【年間大祭】星祭：1 月 12 日、開山：2 月 12 日、春季大祭：4 月第 3 日曜日頃、千灯籠祭：8 月 28 日、除夜の鐘：12 月 31 日 【月例祭】百万遍：第 1 日曜日、開山例祭：12 日、護摩祈祷：28 日
		現地調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年の現地調査時は駐車場及び駐車可能スペースに停車している車はなく、利用者も確認できなかった。近隣住民に聞き取りを実施したところ、「法安寺から岸岳へのルートは近年ほぼ利用されていないと思う」とのコメントを得た。 令和 5 年の現地調査時は佐賀ナンバーの車 1 台とツツジ観賞をしている女性 1 名を確認したが、短時間の滞在であった。
現地の状況			
	<p>本堂 ※令和 5 年の現地調査時は修繕工事完了</p>		<p>境内 ※左奥：藤棚と鳥小屋、右：池と花木</p>
			<p>磨崖仏 ※新四国八十八ヶ所霊場順路に位置</p>

表 10.1.8-1(4) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

4	調査項目		調査結果
四季の丘公園	地点位置及びアクセスルート		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の北側、最も近い風力発電機から水平距離で約 2.0km の離隔に位置している。 工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の一般国道 202 号から主要地方道 52 号を經由し、脇道に入ったところに位置している。
	利用環境の状況	文献その他の資料調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 岸山工業団地の奥に位置する市営の公園である。 草スキー場、ローラーすべり台等が整備されており、四季を通じて自然と触れ合うことができる。
		現地調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 一般国道 202 号から脇道を入ると、途中、案内板が設置されアクセスしやすい状況で、駐車場は 40 台程収容可能であった。 現地案内板によると、中山間地総合整備事業として整備された公園で、開園時間は 4～9 月が 8～18 時、10～3 月が 9～17 時、年末年始は休園となっていた。 園内は管理が行き届いており、草スキー場はソリを持参する必要があるが、自由に楽しめる状況であった。 散策路を含め園内は開けている場所が多かったが、本事業地方向は樹木が並ぶ状況であった。 <p>※可視領域計算上でも本地点は大半が不可視エリアに位置している。</p> <div data-bbox="970 546 1426 1055" style="text-align: right;"> <p>※その他、遊具や四阿等が整備されていた。</p> </div>
利用の状況	利用者特性	利用者数等	<ul style="list-style-type: none"> 統計情報等から情報は得られなかった。また関係機関への聞き取りからも特段情報は得られなかった。
		催事状況	<ul style="list-style-type: none"> 催事に関する情報は特段得られなかった。
		現地調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年の現地調査時は、駐車場では 6 台（佐賀ナンバー 5 台、久留米 1 台）の車が、園内では計 20 名の利用者が見られた。大半が家族連れで、芝生でのピクニック、ボール遊び、遊具遊び等の利用を確認した。 令和 5 年の現地調査時は、3 日間で駐車場では計 12 台（佐賀ナンバー 9 台、福岡、長崎、徳島ナンバー各 1 台）の車が、園内では計 9 組（270 名程）の利用者が見られ、うち 1 組は小学校の遠足利用であった。大半が散策や遊戯の利用だったが、テントを張っている利用者も確認した。 他の調査時に立ち寄った際には、駐車場に停めた車内での休憩利用等、駐車場のみの利用も見られ、立地上、近隣住民や周辺の工場関係者の休憩利用等を推測した。
現地の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="215 1608 592 1883"> <p>①園内全景 ※右奥：東南（本事業地）方向</p> </div> <div data-bbox="619 1608 995 1883"> <p>②草スキー場 ※ソリは持参となるが自由に利用可能</p> </div> <div data-bbox="1035 1608 1412 1883"> <p>③駐車場 ※40 台程収容可能</p> </div> </div>		

表 10.1.8-1(5) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

5	調査項目		調査結果
志気の大シャクナゲ	地点位置及びアクセスルート		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の北西側、最も近い風力発電機から水平距離で約 0.9km の離隔に位置している。 工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の道沿いに、駐車場が位置している。
	利用環境の状況	文献その他の資料調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 樹齢 200 余年で寛政年間の植え付けとされており、高さ約 5m、枝張り約 3～5m の株が 3 株ある他、樹齢 40 年前後のものが 20 株程植えられている。 見頃は例年 4 月中旬～下旬で、唐津市の天然記念物並びに「さが名木 100 選」に選定されている。
		現地調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 一般国道 202 号から脇道に入った道沿いの児童公園が、「シャクナゲ駐車場」としても案内されていた。 令和元年の現地調査時は資材置き場としても使用されていたため駐車台数は 5～6 台程と限られていたが、令和 5 年の現地調査時は 30 台程収容可能な状況で、隣接する公民館の駐車場としても使用されている状況であった。 <div data-bbox="790 560 1428 1075" style="text-align: center;"> <p>※駐車場（児童公園）に設置されていた案内板</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> シャクナゲの開花場所は駐車場（児童公園）から徒歩 5 分程のところの位置していたが、駐車場に設置されていた案内板は実情とは若干異なる表示で、初めて来訪した利用者は迷う可能性があるかと推測した。 開花場所敷地内は、令和 5 年の現地調査時は説明板とベンチが新設され、草刈りも行われていたが、茶屋跡や隣接している売店は令和元年調査時同様、廃業したままの様子であった。 本事業地方向は樹木や民家が並ぶ状況であった。
	利用の状況	利用者特性 利用者数等	<ul style="list-style-type: none"> 統計情報等から情報は得られなかったが、関係機関への聞き取りによると、利用が多く見られるのは 4 月で、多い日は 1 日当たり 150 名程が来訪するとのことであった。
	催事状況	<ul style="list-style-type: none"> 催事に関する情報は特段得られなかった。 	
	現地調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年の現地調査時は、利用者は確認できず、駐車場（児童公園）に車は停車していたものの近隣の法事によるものであった。 令和 5 年の現地調査時は、駐車場（児童公園）では佐賀ナンバーの車 1 台を、敷地内ではご夫婦と見られる 1 組（2 名）の利用者を確認した。 	
現地の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="223 1713 606 1982"> <p>駐車場（児童公園） ※公民館の駐車場としても使用可能 ※左：工事関係車両の主要な走行ルート</p> </div> <div data-bbox="638 1713 1021 1982"> <p>敷地内 開花場所 ※左奥：旧売店 右：ベンチ、奥：案内板あり</p> </div> <div data-bbox="1045 1713 1428 1982"> <p>旧売店 ※廃業後数年経過している様子 ※瓦屋根が落ちてきている状況</p> </div> </div>		

表 10.1.8-1(6) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

6	調査項目	調査結果	
アザメの瀬	地点位置及びアクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の東側、最も近い風力発電機から水平距離で約 2.4km の離隔に位置している。 工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の主要地方道 38 号から脇道に入ったところに位置している。 	
	利用環境の状況	<p>文献その他の資料調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省による事業の一つで、松浦川の洪水時に川から水が溢れ一時的に水が溜まるよう造られた氾濫原（湿原）である。平常時はクリーク（水路）で松浦川とつながっている。 自然との共生を目指し、地元住民との対話に基づき計画・整備され、平成 26 年に相知中学校によって植えられた 200 株の「はなナス」が水田いっばいに広がり、毎年 6 月下旬～8 月下旬に花を咲かせている。 	 <p>アザメの瀬 副読本より</p> <p>※その他、観察用の歩道やデッキ、雨水タンク等を確認した</p>
	現地調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 主要地方道 38 号沿いに案内板があり、アクセスしやすい状況であった。駐車場は 2 か所あり、計 60 台程収容可能なほか、池の横には数台駐車可能なスペースも確認した。 令和元年、令和 5 年ともに、現地調査時はクリークや池周辺に草が茂り、一部は荒廃していたことから、松浦川の増水後しばらくの間は土砂の堆積や流木等により遊歩道の利用は困難になると推測した。 敷地内は視界が開けており、本事業地方向も視認できる状況であった。 	
利用の状況	<p>利用者特性利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計情報等からは情報は得られなかったが、関係機関への聞き取りによると、年間利用者数は例年約 700 名、利用が多く見られるのは 6 月で、多い日は 1 日当たり 100 名程が来訪、利用は平日が約 7 割、休日が約 3 割で、利用者の内訳は唐津市在住者が約 8.5 割、市外が約 1 割、県外が約 0.5 割とのことであった。 <p>催事状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏休み自然環境教室：小学校高学年の児童を対象に開催されている、水辺での生き物との触れ合いを通して環境と防災について学ぶイベントで、例年 7 月下旬～8 月中旬の夏休み期間に開催されている。 <p>現地調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年の現地調査時は、3 組（計 4 名）の利用者を確認した。うち 1 組（2 名）は北側駐車場に一時停車したが、降車せずにすぐに立ち去ってしまったが、その他 2 組（計 2 名）に聞き取りを実施したところ、「近隣在住。健康のため散歩中。最近アザメの瀬では稲作はしていないと思う。小学生の学習田は松浦川の対岸にあるはず（60 代男性 1 名）」、「近隣在住。散歩中で、学習センターで一息ついたところ（40 代女性 1 名）」とのコメントを得た。 令和 5 年の現地調査時は、4 組（計 4 名）の来訪者を確認したが、車での来訪はなく、自転車による通過と、脇の道路や松浦川土手の散歩利用で、本地点の利用は確認できなかった。 		
現地の状況	 <p>①自然環境学習センター前より ※奥：岸岳、左：トンボ池、手前：棚田</p>	 <p>②沿道より南南西（本事業地）方向 ※左奥：自然環境学習センター、手前：棚田</p>	 <p>③上池の観察デッキ ※奥：西（本事業地）方向</p>

表 10.1.8-1(7) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

7	調査項目		調査結果
南波多野町及び大川町の開拓地	地点位置及びアクセスルート		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の南側、最も近い風力発電機から水平距離で約 1.5km の離隔に位置している。 工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の主要地方道 32 号、主要地方道 38 号並びに一般国道 202 号から脇道に入ったところに位置している。
	利用環境の状況	文献その他の資料調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 文献やホームページ等に特段情報はないが、平成 29 年実施の関係機関への聞き取りによると、畑を利用した自然に親しむ活動が行われている場であり納屋が設置されているとのことで、地点として追加した。ただし、令和 3 年実施の関係機関への聞き取りによると、現在の活動は確認されていないとのことであった。
		現地調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 主要地方道 32 号、主要地方道 38 号、一般国道 202 号からそれぞれ 3km 程のところに位置する枝道が、本地点へのアクセスルートであった。枝道は令和元年の現地調査時と比較し、簡易舗装されている区間も確認できたが、前回同様、道幅は狭く、軽トラックや小型車での進入が適している状況であった。駐車場として特段整備された場所はなく、駐車は納屋周辺の空きスペースに可能であった。 活動エリアは特定できなかったが、納屋が 2 つ、簡易トイレ、貯水槽、小型のソーラーパネルが設置されていたほか、畑地、果樹園、イノシシ用の罠を確認した。イノシシ用の罠は有害獣対策として、餌を置いて捕獲する箱罠が枝道まで設置されており、果樹園には電気柵が設けられていた。 周辺は足元が悪く、イノシシの出現も多いと推測されることから、不特定な利用者による不用意な散策には不向きと見られる状況であった。 周囲は樹木に囲まれており、本事業地方向も樹木が並ぶ状況であった。
	利用の状況	利用者特性 利用者数等	<ul style="list-style-type: none"> 統計情報等からは情報は得られなかったが、平成 29 年の関係機関への聞き取りによると、年間利用者数は約 20 人、利用は平日が約 1 割・休日が約 9 割で、利用者の内訳は伊万里市在住者が約 4 割・県外が約 6 割、都会の若者が子どもと共に自然に親しむ活動を不定期で行っているとのことであった。ただし、令和 3 年の関係機関への聞き取りによると、活動は確認されていないとのことであった。
		催事状況	<ul style="list-style-type: none"> 催事に関する情報は特段得られなかった。
現地調査結果		<ul style="list-style-type: none"> 令和元年の現地調査時及び令和 5 年の現地調査時に利用者を確認することはできなかった。 	
現地の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>枝道 ※イノシシ用の箱罠あり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>畑地 ※右に納屋、奥にトイレあり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>果樹園 ※納屋あり</p> </div> </div>		

(2) 予測及び評価の結果

① 工事の実施

a. 工事用資材等の搬出入

(a) 環境保全措置

工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・ 工事関係者の通勤は、乗り合いの促進により、工事関係車両台数の低減に努める。
- ・ 工事工程の調整等により、工事関係車両のピーク時の台数の低減に努める。
- ・ 周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整する。
- ・ 急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブの実施を徹底する。また、人と自然との触れ合いの活動の場付近を通行する際及び利用者を見かけた際の減速を徹底する。
- ・ 関係機関等に随時確認を行い、イベントやその準備等により工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性がある場合には、該当日並びに該当区間において工事関係車両の走行をできる限り控える等、配慮する。
- ・ 定期的な会議等の実施により、工事関係者へ環境保全措置の内容を周知徹底する。

(b) 予測

7. 予測地域

工事関係車両の主要な走行ルートの周囲とした。

イ. 予測地点

現地調査を実施した6地点（岸岳古窯跡（古窯の森公園）、岸岳城跡、鬼子岳城跡 法安寺、四季の丘公園、志気の大シャクナゲ、アザメの瀬）とした。

ウ. 予測対象時期等

工事計画に基づき、工事関係車両の交通量が最大となる時期とした。

エ. 予測手法

環境保全のために講じようとする措置を踏まえ、工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化を予測し、利用特性への影響を予測した。

オ. 予測結果

予測結果は表 10.1.8-2 のとおりである。

表 10.1.8-2(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果
(工事中資材等の搬出入)

番号	予測地点	予測結果
1	岸岳古窯跡 (古窯の森公園)	<p>本地点は、工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の一般国道 202 号から脇道に入ったところに位置している。</p> <p>一般国道 202 号は本事業地周辺では 3,822 台/12 時間程の交通量がある一方、本事業による工事関係車両の交通量は基礎コンクリートの打設日（ピーク時）で 247 台/11 時間であり、工事期間中の交通量は最大で現況の約 1.07 倍である。</p> <p>また、基礎コンクリートの打設日は1基当たり2日程度と短期間であること、イベントやその準備等により工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性がある場合には、該当日並びに該当区間において工事関係車両の走行をできる限り控える等の環境保全措置を講じていることから、工事中資材等の搬出入により本地点の利用及びアクセスは阻害されないと予測する。</p>
2	岸岳城跡	<p>本地点は、工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の主要地方道 38 号並びに一般国道 202 号から脇道に入ったところに位置している。</p> <p>主要地方道 38 号は本事業地周辺では 2,750 台/12 時間程の、一般国道 202 号は本事業地周辺では 3,822 台/12 時間程の交通量がある一方、本事業による工事関係車両の交通量は基礎コンクリートの打設日（ピーク時）で 247 台/11 時間であり、工事期間中の交通量は、主要地方道 38 号では最大で現況の約 1.10 倍、一般国道 202 号では最大で現況の約 1.07 倍である。</p> <p>また、基礎コンクリートの打設日は1基当たり2日程度と短期間であること、イベントやその準備等により工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性がある場合には、該当日並びに該当区間において工事関係車両の走行をできる限り控える等の環境保全措置を講じていることから、工事中資材等の搬出入により本地点の利用及びアクセスは阻害されないと予測する。</p>
3	鬼子岳城跡 法安寺	<p>本地点は、工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の一般国道 202 号から主要地方道 52 号を経由し、脇道に入ったところに位置している。</p> <p>しかし、方法書時点から事業計画を変更し、主要地方道 52 号は工事関係車両の主要な走行ルートとして利用しない計画としたことから、工事中資材等の搬出入により本地点の利用及びアクセスは阻害されないと予測する。</p>
4	四季の丘公園	<p>本地点は、工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の一般国道 202 号から主要地方道 52 号を経由し、脇道に入ったところに位置している。</p> <p>しかし、方法書時点から事業計画を変更し、主要地方道 52 号は工事関係車両の主要な走行ルートとして利用しない計画としたことから、工事中資材等の搬出入により本地点の利用及びアクセスは阻害されないと予測する。</p>
5	志気の大シャクナゲ	<p>本地点の駐車場は、工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の道沿いに位置している。</p> <p>駐車場が位置している道は 227 台/16 時間程の交通量である一方、本事業による工事関係車両の交通量は基礎コンクリートの打設日（ピーク時）で 247 台/11 時間であり、工事期間中の交通量は最大で現況の約 2.58 倍となる。</p> <p>しかし、基礎コンクリートの打設日は 1 基当たり 2 日程度と短期間であること、人と自然との触れ合いの活動の場付近を通行する際及び利用者を見かけた際の減速を徹底する、イベントやその準備等により工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性がある場合には、該当日並びに該当区間において工事関係車両の走行をできる限り控える等の環境保全措置を講じていることから、工事中資材等の搬出入により本地点の利用及びアクセスは阻害されないと予測する。</p>

注：1. 表中番号は、図 10.1.8-1 に対応している。

2. 交通量については、「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」並びに「表 10.1.1.1-5 交通量の調査結果」を参照した。

表 10.1.8-2(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果
(工事用資材等の搬出入)

番号	予測地点	予測結果
6	アザメの瀬	<p>本地点は、工事関係車両の主要な走行ルートとして利用予定の主要地方道 38 号から脇道を入ったところに位置している。</p> <p>主要地方道 38 号は本事業地周辺では 2,750 台/12 時間程の交通量がある一方、本事業による工事関係車両の交通量は基礎コンクリートの打設日（ピーク時）で 247 台/11 時間であり、工事期間中の交通量は最大で現況の約 1.10 倍である。</p> <p>また、基礎コンクリートの打設日は1基当たり2日程度と短期間であること、イベントやその準備等により工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性がある場合には、該当日並びに該当区間において工事関係車両の走行をできる限り控える等の環境保全措置を講じていることから、工事用資材等の搬出入により本地点の利用及びアクセスは阻害されないと予測する。</p>

注：1. 表中番号は、図 10.1.8-1 に対応している。

2. 交通量については、「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」並びに「表 10.1.1.1-5 交通量の調査結果」を参照した。

(c) 評価の結果

7. 環境影響の回避、低減に関する評価

工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・工事関係者の通勤は、乗り合いの促進により、工事関係車両台数の低減に努める。
- ・工事工程の調整等により、工事関係車両のピーク時の台数の低減に努める。
- ・周辺道路の交通量を勘案し、可能な限りピーク時を避けるよう調整する。
- ・急発進、急加速の禁止及びアイドリングストップ等のエコドライブの実施を徹底する。また、人と自然との触れ合いの活動の場付近を通行する際及び利用者を見かけた際の減速を徹底する。
- ・関係機関等に随時確認を行い、イベントやその準備等により工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性がある場合には、該当日並びに該当区間において工事関係車両の走行をできる限り控える等、配慮する。
- ・定期的な会議等の実施により、工事関係者へ環境保全措置の内容を周知徹底する。

予測の結果、工事期間中、工事関係車両の主要な走行ルートの交通量は一時的に増加するものの、上記の環境保全措置を講じることにより、各地点の利用及びアクセスは阻害されないことから、工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

② 土地又は工作物の存在及び供用

a. 地形改変及び施設の存在

(a) 環境保全措置

地形改変及び施設の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・周囲の地形を活用することで、改変面積及び伐採面積を可能な限り低減するとともに、造成により生じた切盛法面は適切に緑化を行い、植生の早期回復に努め、修景を図る。
- ・風力発電機は、周囲の環境になじみやすいような環境融和色（グレー系）に塗装する。

(b) 予 測

7. 予測地域

対象事業実施区域及びその周囲とした。

4. 予測地点

現地調査を実施した7地点（岸岳古窯跡（古窯の森公園）、岸岳城跡、鬼子岳城跡 法安寺、四季の丘公園、志気の大シャクナゲ、アザメの瀬、南波多野町及び大川町の開拓地）とした。

ウ. 予測対象時期等

すべての風力発電施設等が完成した時期とした。

エ. 予測手法

環境保全のために講じようとする措置を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布及び利用環境の改変の程度を把握した上で、利用特性への影響を予測した。

オ. 予測結果

予測結果は、表 10.1.8-3 のとおりである。

表 10.1.8-3 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果
(地形改変及び施設の存在)

番号	予測地点	予測結果
1	岸岳古窯跡 (古窯の森公園)	本地点に直接的な改変は及ばない。 また、風力発電機は主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲から極力隔離した配置計画とするとの環境保全措置を講じ、風力発電機から水平距離で約 1.1km 以上の隔離を確保したこと、本地点は遊歩道を含め大半が樹木に囲まれている状況であることから、地形改変及び施設の存在により本地点の現況の利用は阻害されないと予測する。
2	岸岳城跡	本地点に直接的な改変は及ばない。 また、風力発電機は主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲から極力隔離した配置計画とするとの環境保全措置を講じ、風力発電機から水平距離で約 1.6km 以上の隔離を確保したこと、本事業地方向が開けている場所は限られており、本事業地方向を視認可能な地点からの眺望の変化は「10.1.7 景観」のとおりであることから、地形改変及び施設の存在により本地点の現況の利用は阻害されないと予測する。
3	鬼子岳城跡 法安寺	本地点に直接的な改変は及ばない。 また、風力発電機は主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲から極力隔離した配置計画とするとの環境保全措置を講じ、風力発電機から水平距離で約 2.3km 以上の隔離を確保したこと、本地点は大半が樹木に囲まれている状況であることから、地形改変及び施設の存在により本地点の現況の利用は阻害されないと予測する。
4	四季の丘公園	本地点に直接的な改変は及ばない。 また、風力発電機は主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲から極力隔離した配置計画とするとの環境保全措置を講じ、風力発電機から水平距離で約 2.0km 以上の隔離を確保したこと、本事業地方向は樹木が並ぶ状況であることから、地形改変及び施設の存在により本地点の現況の利用は阻害されないと予測する。
5	志気の大シャクナゲ	本地点に直接的な改変は及ばない。 また、風力発電機は主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲から極力隔離した配置計画とするとの環境保全措置を講じ、風力発電機から水平距離で約 0.9km 以上の隔離を確保したこと、本事業地方向は樹木や民家が並ぶ状況であることから、地形改変及び施設の存在により本地点の現況の利用は阻害されないと予測する。
6	アザメの瀬	本地点に直接的な改変は及ばない。 また、風力発電機は主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲から極力隔離した配置計画とするとの環境保全措置を講じ、風力発電機から水平距離で約 2.4km 以上の隔離を確保したこと、本地点は自然との共生を目指した氾濫原であり、主な活動は水生生物の調査等であることから、地形改変及び施設の存在により本地点の現況の利用は阻害されないと予測する。
7	南波多野町及び 大川町の開拓地	本地点に直接的な改変は及ばない。 また、風力発電機は主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲から極力隔離した配置計画とするとの環境保全措置を講じ、風力発電機から水平距離で約 1.5km 以上の隔離を確保したこと、本事業地方向は樹木が並ぶ状況であることから、地形改変及び施設の存在により本地点の現況の利用は阻害されないと予測する。

注：表中番号は、図 10.1.8-1 に対応している。

(c) 評価の結果

7. 環境影響の回避、低減に関する評価

地形改変及び施設の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・周囲の地形を活用することで、改変面積及び伐採面積を可能な限り低減するとともに、造成により生じた切盛法面は適切に緑化を行い、植生の早期回復に努め、修景を図る。
- ・風力発電機は、周囲の環境になじみやすいような環境融和色（グレー系）に塗装する。

予測の結果、各地点に直接的な改変は生じないこと、上記の環境保全措置を講じることにより、各地点の現況の利用は阻害されないことから、地形改変及び施設の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。